

結の浜マリパークにおけるケータリングカー等の出店要項

1 目 的

海水浴客で賑わう結の浜マリパークでの、海水浴客に対する魅力と利便性をさらに向上させるため、市が売店設置場所を設定し、新たな売店を設置するもの。

2 申込期間 令和7年6月17日（火）から6月24日（火）まで ※土、日曜日を除く 受付時間は9時から17時まで

3 申込方法

諫早市結の浜マリパーク行為許可申請書、ケータリングカー等出店申込書及び営業許可証（食品販売）のコピーを諫早市商工観光課に提出するものとする。

4 出店日時

令和7年7月18日（金）から8月17日（日）の9時から17時30分までの希望する期間。

5 出店場所

別紙図面のとおり

6 出店可能スペース

1店舗当たり、駐車場2台分

7 使 用 料

日額230円（許可の際に前金払い）

8 募集する店舗の内容

結の浜マリパークにお越しいただく皆様が今まで以上に施設全体を楽しんでいただけるよう、既存の店舗で販売されている商品にない新たな商品を販売、提供できる店舗
※既存商品は別紙のとおり

9 募集店舗数

1日6店舗まで ※6店舗を超える希望がある際は調整をさせていただきます。

10 出店要件

- ・市が指定した場所及びスペースで営業ができる方。
- ・出店に必要な水道、電気、ガス等を出店者で準備できる方。
- ・毎日、出店に必要な資機材を持ち帰ることができる方。
- ・暴力団関係者でない方。

1 1 遵守事項

- ・参加申込書に販売予定の品目と価格をあらかじめ、全て記入すること。
- ・保健所等から必要な許可がある場合、各自で受けること。(コピーを提出)
※食品衛生責任者の資格を保有するスタッフが現場に常駐すること。
- ・出店の際に発生したゴミと営業場所は、毎日、出店者で処分及び清掃し、原状に復すること。
- ・火気使用者は防災上、消火器などを用意すること。

1 2 そ の 他

- ・出店の使用権利を第三者に譲渡若しくは転貸してはならないものとする。
- ・市は、結の浜マリパークの管理上必要があると認めるときは、使用許可期間中であっても使用許可を取消し、又は中断できるものとする。また、この場合に生じた損害に対し、市はその責を負わないものとする。
- ・販売中止や天候、その他の理由により生じた損害に対し、市は責を負わないものとする。
- ・市は、当該施設の使用及び経営などに関する書類について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。
- ・その他必要な事項は市と協議のうえ、決定するものとする。